

## マンション耐震改修工事等助成制度

区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

対象 マンション	以下全てに該当すること ・非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える。 ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている。 など
対象者	・分譲マンションの管理組合または管理組合法人（耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること） ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者
助成金額	■耐震アドバイザー派遣（同一マンションにつき5回まで） 1回の派遣につき、2万円を限度とする。 ■耐震診断、補強設計、耐震改修工事 助成対象費用の1/2 （助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり）
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028

## マンション耐震改修利子補給制度

区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するために、耐震改修工事に要する費用の融資に関する利子の一部を補給します。

※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

対象 マンション	以下全てに該当すること ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション。 ・非木造の準耐火建築物である分譲マンションまたは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション。 ・マンション耐震改修工事等助成制度（P.17参照）の耐震改修工事助成を受けている。 ・独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する。 など
対象者	・分譲マンション（準耐火建築物に限る）の管理組合または管理組合法人 ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者 ※耐火建築物である分譲マンションは、東京都で実施している「マンション改良工事助成」（P.7参照）を利用できます。
内容	最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、 対象融資限度額：5,000万円
問合せ先	住宅課 電話：5246-9028


## 家具転倒防止器具取付

高齢者が暮らしている世帯を対象に、家具の転倒防止器具を3点まで無料で取付けます。  
(助成は1世帯1回限りとなります)

対 象	区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 ①65歳以上の高齢者のみの世帯 ②65歳以上の高齢者が在宅で生活している世帯で、世帯全員の住民税が非課税である世帯
問合せ先	高齢福祉課 電話：5246-1222


## 集合住宅防災ハンドブック

地震や風水害に対する日頃の備えや自主防災組織の立ち上げ方法等について、集合住宅に特化した内容を掲載しています。

配布場所	危機・災害対策課(区役所10階)、各区民事務所・分室 及び地区センター、生涯学習センター 区ホームページにも掲載しています。 (右記の二次元コードからアクセスできます)	
問合せ先	危機・災害対策課 電話：5246-1093	

## 防災用品あっせん

暮らしの中の防災対策として、防災用品をあっせんしています。

対 象	区内在住・在勤の方	
内 容	詳しい品目は、危機・災害対策課(区役所10階)、各区民事務所・分室 及び地区センター、生涯学習センターで配布しているチラシをご覧ください。 チラシは区ホームページにも掲載しています。 (右記の二次元コードからアクセスできます)	
問合せ先	危機・災害対策課 電話：5246-1092	

## 集合住宅防災資器材購入補助

集合住宅を含めた地域全体の一体的な災害対応力をより一層向上させるため、集合住宅の管理組合等が自主的に購入する防災資器材費用の一部を補助します。事前相談のうえ、購入前に申請することが必要です。

対 象	区内の集合住宅の管理組合等（総戸数10戸以上）
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理組合等が町会に加入している</li> <li>・新耐震基準を満たしている</li> <li>・マンション管理組合登録制度（P.1）に登録している など</li> </ul>
対象資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、リヤカー、AED、発電機、災害時用トイレ等 ※食料品、飲料水は対象外
補助金額	防災資器材購入費用の1/2、または補助限度額のいずれか少ない額 <b>■補助限度額</b> 住宅戸数が10戸以上50戸未満：10万円 住宅戸数が50戸以上：20万円
問合せ先	危機・災害対策課 電話：5246-1092

## 防災出前講座

町会やマンション、事業者等から、防災に関する講座を承ります。「地震から身を守るには」、「家族との連絡方法について」など様々なテーマで、区の防災普及指導員が講師として講話を行います。

対 象	区内在住または在勤の方
場 所	依頼者の希望する会場（台東区内を想定） （会場の確保は、依頼者側でお願いいたします）
時 間	おおむね1回あたり30分程度
内 容	講座・講話の内容等についてご希望があればご相談下さい。 起震車体験、スタンドパイプ等の取扱いなど実技指導も可能です。
費 用	無料
申込方法	講座を予定している日の2ヶ月前までに下記問合せ先へ電話で申込み。
問合せ先	危機・災害対策課 電話：5246-1092

## 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成制度

災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を担う一般緊急輸送道路沿道の建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修工事等の費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対象建築物	緊急輸送道路に敷地が接している、昭和56年5月31日以前に建築された一般緊急輸送道路沿道建築物（マンションも含む、高さにより要件あり）
対象者	対象建築物の所有者である個人又は中小企業者で、住民税を滞納していない方（分譲マンションの場合、管理組合の理事長名で申請することができます）
条件	助成事業の種類に応じた要件があります。
場所	浅草通り、言問通り、不忍通り、中央通り、尾竹橋通り、橋場通り、千束通り、土手通り、小松橋通り、明治通り、都道452号線、区道18号線、区道22号線、国際通り、春日通り、道灌山通りの沿道（路線により一部該当しない区間あり）
助成金額	耐震診断、補強設計、耐震改修工事（建替え・除却含む）にかかる対象費用の1/2（助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり）
問合せ先	建築課 電話：5246-1335 詳細は区ホームページをご覧ください。 （右記の二次元コードからアクセスできます）



## 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成制度

東京都では、災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を担う「緊急輸送道路」のうち、特に耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」に指定しています。これに伴い区では、特定緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化の費用の一部を助成します。事前相談のうえ、工事着手前に申請することが必要です。

対象建築物	特定緊急輸送道路に敷地が接している、昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物（マンションも含む、高さにより要件あり）
対象者	対象建築物の所有者で住民税を滞納していない方
条件	助成事業の種類に応じた要件があります。
場所	昭和通り、江戸通り、蔵前橋通り、尾久橋通り、昭和通りから台東区役所本庁舎までの連絡部分の沿道
助成金額	補強設計、耐震改修工事（建替え・除却含む）にかかる対象費用の5/6を基本とする。（助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり）
問合せ先	建築課 電話：5246-1335 詳細は区ホームページをご覧ください。 （右記の二次元コードからアクセスできます）

